社会福祉法人　八頭町社会福祉協議会

役員報酬等に関する規程

（目的及び適用範囲）

第１条　この規程は、定款第１０条及び第２５条の規定による役員及び評議員、評議員選任・解任委員の受ける報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬の額）

第２条　会長及び理事、監事の報酬の額は、次のとおりとする。

（１）　会長　　月額　１００，０００円

（２）　理事、監事　　会議の出席につき１回　　５，０００円

２　会長の報酬は、就任した当月分から支給する。ただし、就任の日が月の初日でないときは、就任の日から日割計算により支給する。

３　会長が辞職等によりその職を離れたときは、その月分はその日までの日割計算により報酬を支給する。

（報酬等の額の算定方法）

第３条　理事、監事には、次に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

２　全理事の報酬総額は、年間２００万円以内とする。

３　全監事の報酬総額は、年間２０万円以内とする。

（支給の方法）

第４条　会長の報酬等は、毎月２１日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

２　非常勤役員に対する報酬等は、会議開催日の翌月１５日に支払う。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

（支給の形態）

第５条　報酬等は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に降り込むことができるものとする。

２　報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった事項等を控除して支給する。

（費用弁償）

第６条　評議員、評議員選任・解任委員が招集に応じ出席したときは、１回につき３，０００円を費用弁償として支給する。

２　費用弁償は、会議開催日の翌月１５日に支払う。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる

場合は、その前日に支払うものとする。
3　費用弁償は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に降り込むことができるものとする。

（補　則）
第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（改　廃）
第８条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附　則
1　この規程は、平成１７年　7月　1日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成１８年　4月　1日から施行する。
（役員報酬額の特例）
2　平成１８年4月1日から平成１９年3月３１日までの間（特例期間という。）における役員の報酬月額は、役員報酬等に関する規程第２条第１項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額の１００分の５を乗じて得た額（当該額に１００円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額）を減じて得た額を支給するものとする。
附　則
1　この規程は、平成１９年　4月　1日から施行する。
（役員報酬額の特例）
2　平成１９年4月1日から平成２０年3月３１日までの間（特例期間という。）における役員の報酬月額は、役員報酬等に関する規程第２条第１項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額の１００分の４を乗じて得た額（当該額に１００円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額）を減じて得た額を支給するものとする。
附　則
1　この規程は、平成２０年　4月　1日から施行する。
（役員報酬額の特例）
2　平成２０年4月1日から平成２１年3月３１日までの間（特例期間という。）における役員の報酬月額は、役員報酬等に関する規程第２条第１項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額の１００分の３を乗じて得た額（当該額に１００円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額）を減じて得た額を支給するものとする。
附　則
1　この規程は、平成２１年　4月　1日から施行する。
（役員報酬額の特例）
2　平成２１年4月1日から平成２２年3月３１日までの間（特例期間という。）における役員の報酬月額は、役員報酬等に関する規程第２条第１項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額の１００分の１を乗じて得た額（当該額に１００円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額）を減じて得た額を支給するものとする。

附　則

1　この規程は、平成２１年１２月２５日から施行し、平成２１年１２月　１日より適用する。

（役員報酬額の特例）

2　平成２１年４月１日施行のこの規程の附則第２項（役員報酬額の特例）の規定にかかわらず、平成２１年１２月１日から平成２２年３月３１日までの間（特例期間という。）における役員の報酬月額は、役員報酬等に関する規程第２条第１項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額の１００分の０．５を乗じて得た額（当該額に１００円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額）を減じて得た額を支給するものとする。

附　則

1　この規程は、平成２２年　４月　１日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成２９年１２月２７日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成３０年　３月２９日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年　６月１９日から施行する。

附　則

この規程は、令和　８年　３月２４日から施行する。